

●香川県告示第304号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 取消年月日

平成19年4月30日

2 住所

高松市花ノ宮町3丁目4-18

3 氏名

大屋敷貞子

4 売りさばき場所

高松市花ノ宮町3丁目4-18